

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱の運用について</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 平成 7 年 4 月 5 日 設計第 17 号 各支庁産業振興部長あて 事業調整課長 設計課長 </div> <p>沿革 平成 7 年 4 月 5 日設計第 16 号 一部改正 平成 16 年 4 月 16 日設計第 70 号 一部改正 平成 25 年 10 月 16 日事調第 694 号 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日事調第 872 号 一部改正 平成 31 年 4 月 15 日事調第 89 号 <u>一部改正 令和 2 年 3 月 30 日事調第 1527 号</u></p> <p style="text-align: center;">【省略】</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 該当工種の考え方 暗渠排水、客土のほか、区画整理、草地整備、石礫除去、農地造成等発注後に施工箇所が変更になる可能性のある面工事を対象とすることができる。</p> <p>2 適用の範囲の考え方 1) 当初施工予定箇所の工種が複数あり、この施工予定箇所が変更となる場合は、それぞれ同一の工種で、かつ、当初明示した面積の 3 割以内でなければならない。 <u>ただし、当初明示した工種毎の施工面積が 10ha 未満のときは 3 割を超える場合も適用できるものとする。</u> 2) 当初施工予定箇所の面積の変更減が 3 割以内とし、変更増となる面積の限度については特に定めていないが、請負金額の増減見込み額は「<u>建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領</u>」に示す割合以内又は金額未満の変更以内での面積増の範囲とする。 3) 施工箇所の変更が当該契約地区内とは、<u>以下のとおりとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア) 1 地区で _____ 発注した場合は地区内全域とする。 <u>【削除】</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ) 2 地区を合併して発注した場合は、2 地区の地区内全域とする。</p> <p>4) 請負金額の変更増減額の考え方 【省略】</p> <p>5) 【省略】</p> <p>3 その他 【省略】</p> <p>4 特記仕様書記載例 1) 本工事においては、受益農家の営農計画の変更等 <u>があった場合、本地区内における _____</u> 施工箇所の一部を設計変更により、他のほ場に変更する場合がある。 <u>【削除】</u></p> <p style="margin-left: 20px;">2) 【省略】 <u>【削除】</u></p> <p style="margin-left: 20px;">_____ <u>【削除】</u></p> <p>5 設計変更記載例 別紙のとおり</p>	<p style="text-align: center;">道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱の運用について</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 平成 7 年 4 月 5 日 設計第 17 号 各支庁産業振興部長あて 事業調整課長 設計課長 </div> <p>沿革 平成 7 年 4 月 5 日設計第 16 号 一部改正 平成 16 年 4 月 16 日設計第 70 号 一部改正 平成 25 年 10 月 16 日事調第 694 号 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日事調第 872 号 一部改正 平成 31 年 4 月 15 日事調第 89 号</p> <p style="text-align: center;">【省略】</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 該当工種の考え方 暗渠排水、客土のほか、区画整理、草地整備、石レキ除去、農地造成等発注後に施工箇所が変更になる可能性のある面工事を対象とすることができる。</p> <p>2 適用の範囲の考え方 1) 当初施工予定箇所の工種が複数あり、この施工予定箇所が変更となる場合は、それぞれ同一の工種で、かつ、当初明示した面積の 3 割以内でなければならない。 _____ 2) 当初施工予定箇所の面積の変更減が 3 割以内とし、変更増となる面積の限度については特に定めていないが、請負金額の増減見込み額は <u>当初請負金額の 30% 以内で、かつ、15,000 千円未満</u> の変更以内での面積増の範囲とする。 3) 施工箇所の変更が当該契約地区内とは、<u>特記仕様書に変更後の施工予定箇所として明示した箇所に限るものとし、</u> ア) 1 地区を 1 工区として発注した場合は地区内全域とする。 <u>イ) 1 地区を 2 工区以上に分割してそれぞれ発注した場合は、工区分割を行った時に想定した区域内とする。</u> ウ) 2 地区を合併して発注した場合は、2 地区の地区内全域とする。</p> <p>4) 請負金額の変更増減額の考え方 【省略】</p> <p>5) 【省略】</p> <p>3 その他 【省略】</p> <p>4 特記仕様書記載例 1) 本工事においては、受益農家の営農計画の変更等 <u>の理由によって、施工箇所一覧表に示す</u> 施工箇所の一部を設計変更により、他のほ場に変更する場合がある。 <u>2) 前項の設計変更において、当初施工予定箇所に変えて施工する可能性のある個所は変更施工予定箇所一覧表に示すとおりである。</u> 3) 【省略】</p> <p>5 <u>特記仕様書による当該契約地区内の明示例</u> <u>別紙の施工箇所一覧表と変更施工予定箇所一覧表による。</u></p> <p>6 設計変更上申書記載例 別紙のとおり</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>発注実態に合わせ、字句の追加 字句の改正</p> <p>発注実態に合わせ、字句の改正</p> <p>発注実態に合わせ、字句の削除 項番の改正</p> <p>発注実態に合わせ、字句の改正 発注実態に合わせ、字句の削除 項番の改正 発注実態に合わせ、字句の削除 項番の改正</p>

